

身体的拘束の適正化に関する指針

令和 8 年 7 月 1 日

特別養護老人ホーム いなの里

施設長 沼尻 和博

1. 施設における身体的拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 指定介護老人福祉施設における指定基準—原則禁止

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 11 条第 4 項においては、「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」とされています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の 3 つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者ご本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) 身体拘束がもたらす弊害

①身体的弊害

- ・ 外的な弊害：関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生
- ・ 内的な弊害：食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下
- ・ 事故を発生させる危険性：

例) 拘束されている車椅子からの無理な立ち上がりによる転倒 抑制具（拘束具）による窒息等の事故、ベッド柵の乗り越えによる転落等

②精神的弊害

- ・ 意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒りなど →せん妄や認知症症状の悪化、精神的苦痛、尊厳の侵害
- ・ 家族への精神的ダメージ→入居させたことに対する罪悪感、憤り、後悔
- ・ 安易な拘束が状態化することによる介護従事者の士気・対応スキルの低下 →介護の質の低下

③社会的弊害

- ・ 介護保険事業所、施設等に対する社会的な不振、偏見
- ・ さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす

(4) 当施設における考え方

a 身体拘束の原則禁止

- ・当施設においては、原則として身体拘束行及びその他の行動制限を禁止します。

b やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・ご本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替制・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、ご本人・ご家族への説明同意を得て行います。
- ・また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

c 日常ケアにおける留意事項

- ・身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組みます。
 - ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
 - ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
 - ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
 - ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
 - ⑤ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします。
 - ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

2. 身体的拘束適正化の為の委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置します。

① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体的拘束適正化検討委員会の構成員

- ・施設長
- ・事務長
- ・看護師
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員

- ・管理栄養士
- ・介護士
- ・その他

③ 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・当施設では、少なくとも3ヶ月に1回開催し、それ以外の開催は必要に応じて開催します。

④ 身体的拘束適正化に向けた各職種の役割

身体的拘束適正化及び身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長・事務長)

- 1) 身体的拘束適正化検討委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸課題の総括責任

(看護師)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、ご家族との連絡調整
- 3) ご家族の意向に添ったケアの確立
- 4) 施設のハード、ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(管理栄養士)

- 1) 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫

(介護士)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

3. 身体的拘束の適正化の為の職員研修に関する基本方針

- ・介護に関わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。
- ・定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ・新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の為の方策に関する基本方針

- ・身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- ・施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告をうけた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

5. 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

1) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

- ・ご本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- (1) 徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないようベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いす・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する
- (8) 脱衣やはずしを制限するために、介護衣（緊ぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

① カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一次性の三要件の全てを満たしているかどうかについて現場で検討、確認します。
- ・要件を検討・確認した上で、身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討しご本人・ご家族に対する説明を行います。
- ・また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者ご本人やご家族に対しての説明

- ・身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ・また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご本人・ご家族等と行っている内容と方向性、ご本人の状態などを確認し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

- ・法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

- ・③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、ご本人、ご家族に報告します。
- ・尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は書面として備え置き、ご利用者又はご家族等の関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・当施設では施設内に掲示し、公表することとします。

7. その他身体的拘束適正化の推進の為に必要な基本方針

- ・本施設内における研修以外にも、地域の他法人、同法人の他施設とも協調し、研修会への参加や開催等により互いに研鑽を深め、身体的拘束の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

緊急やむをえない場合の身体拘束に関する説明書

様

- 1. あなたの状態が下記の①②③のすべてを満たしているため、緊急やむをえず、下記の方法・時間帯において最小限の拘束を行います。
- 2. 一時も早く解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。
- 3. 但し、予定を過ぎてもなお、拘束が必要な場合は解除予定日の1週間前にカンファレンスを行い、再度予定日を設定し、最小日数で解除出来るよう鋭意検討致します。

記

① 利用者ご本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
② 拘束その他の行動制限を行う以外にそれに代わる介護・看護方法がない
③ 拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
拘束方法 [場所・行為（部位・内容）]	
拘束時間帯及び時間	
拘束すべき心身状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日迄

上記のとおり実施させていただきます

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム いなの里
施設長 沼尻 和博 印

記録者 印

利用者・ご家族記入欄

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印
(ご本人との続柄)